

令和 6 年 5 月 28 日現在

機関番号：14101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13296

研究課題名（和文）障害のある子どもに対する保護者等の付き添いの実態と差別

研究課題名（英文）Reality and Discrimination of Parents Accompanying Disabled Children

研究代表者

栗田 季佳 (Kurita, Tokika)

三重大学・教育学部・准教授

研究者番号：90727942

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：保護者等の障害児への付き添いを検討したことで明らかになったのは、障害児を「私たち」から排除し、特別支援教育や家族など「あちら側」の問題にしてきたこの国の実態であった。保護者あるいは特定の者が終生障害のある者に関わるしかなく、限られた者のみの介助体制は自ずとその人の生活圏を制約する。そしてまた、特定の他者のみに取り囲まれた障害のある者の問題は、普遍的な問題としてではなく、特別な問題として周囲に理解され、社会に根付いていくこととなる。障害児への親の付き添いは、障害児の教育の権利にとどまらず、教育とは何をする場であるのか、どのような社会を構築していくのかという議論へと結びついていくテーマである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、ほとんど研究関心が向けられてこなかった障害児への付き添いについて、歴史的な変遷とともに、現在も続く付き添いの制度的欠陥とその経験の意味を明らかにしたことである。付き添い解消における社会的障壁として、付き添いを差別と捉えるフレームワークの不足、障害児に対する特別支援教育というシステム、障害児を家族で支えることを基本とする認識や社会制度が浮かび上がった。これらに基づいて付き添い解消の実践を発展させることが、社会的意義として挙げられる。

研究成果の概要（英文）： This study of parental accompaniment of disabled children revealed the following. Disabled children have been excluded from "us" and have been regarded as "others" by special needs education. The system of care by a limited number of persons restricts the life of disabled people. And the problems of disabled people surrounded by certain others are understood by those around them as special problems, rather than universal problems in society. Parental accompaniment of children with disabilities is a theme that goes beyond the right to education for children with disabilities, and is linked to discussions about what education is a place to do and what kind of society to build.

研究分野：心理学、障害児教育

キーワード：障害者権利条約 障害者差別 インクルーシブ教育 社会構築主義

## 1. 研究開始当初の背景

この国において、介助は家族の役目とされてきた。障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行された今日に至っても、自宅で食事や入浴、排泄などの介助を家族等が毎日行っている者は65歳未満で4割を超える(厚生労働省, 2016)。家族の介助役割は学校も例外ではなく、障害のある子どもが就学する際、保護者等が介助のために付き添いを求められることがある。文部科学省による2015年の調査では、全国1,495の小中学校で1,897人の子どもが介助や学習支援のために日常的に付き添われていることが判明した。しかし実際にはこれ以上の付き添い送迎や校外学習、介助者がいない時などが広範に存在し、終日の付き添いを行う保護者等は少ない(栗田・一木・堀(智)・堀(正), 2018)。

保護者らが付き添う学校生活は、他の子どもの学校経験と大きく異なるものである。授業中や休み時間に親がいれば、教師は様々なことを親に任せてしまうかもしれないし、子どもよりも親の意見を優先してしまうかもしれない。周囲の子ども達は付き添う親を意識し、親との会話を楽しんだり、逆に聞かれたくない話題を避けたりするだろう。付き添いを求められた保護者は、子どもの学校生活時間に生活スタイルを合わせざるをえなくなり、働く機会が失われれば収入減による経済的困窮に追い込まれることもある。実際、付き添いのために生活保護を取得するよう提案された事例さえある(朝日新聞, 2017)。

障害のある子どもへの付き添いは今日でいえば合理的配慮の欠如による差別に当たり(一木, 2018)、人権に関わる重大な問題であるが、それに対する社会の関心は決して高くはなかった。そのことを反映するかのように、戦前から続く付き添い(花田, 1966)は、現在に至るまでなくなっておらず、今日もなお学校で障害のある子どもに保護者が付き添っている(朝日新聞デジタル, 2023)。

## 2. 研究の目的

本研究は、障害者権利条約にのっとり、障害の社会モデルに基づいて、障害児が小中学校に就学するのは権利の実現であり、付き添いを社会的障壁と捉える。そのため、付き添いは当事者やその家族による努力や変更調整でなく、社会的環境整備によって達成されるものとし、政策を必要とする。

従来、科学的立場をとる研究においては、政治的中立性や独立性を保つことが重要であると考えられてきた。しかし社会的課題を取り扱おうとするとき、特定の立場や思想からまったくの無縁を通すことは不可能である。本研究はインクルーシブ教育を原則とし、付き添いを解消すべきものとして定位し、そのための研究として、付き添いがなぜ維持されてきたのか、付き添いの問題性がどこにあるのか、乗り越えるためにどのような方策が必要であるのかを当事者らの経験をもとに分析し、障害児への付き添いを理論的に位置づけるとともに、社会的提言を目指した。

## 3. 研究の方法

本研究は、3つの研究を行った。研究1では、保護者へのインタビューを通して、付き添いがどのような過程をたどるのか、またその経験を分析した。研究2においては教師へのインタビューを実施し、教師が知る付き添いの実態やその捉え方を調べた。研究3においては、付き添い経験をもつ障害のある者にインタビューを実施し、それがいかなる経験であるのかを調べた。

## 4. 研究成果

多くの場合、付き添いの話題が持ち上がるのは就学に際してのやり取りであった。一部の保護者は入学後、校外学習や修学旅行などの介助員が同行できない場合に付き添いを求められたり、介助員がいてもプール等、安全面により配慮を要する活動において求められたりしていた。付き添いの発案者は教育委員会あるいは就学先の学校の構成員(校長など)が大部分であり、保護者の側(あるいは子ども)から申し出ることはほとんどなかった。

付き添いを求める理由として提示されたのは、不足する介助者の穴埋め、規律維持、安心・安全確保に大別された。これらに対する保護者の応答は様々であった。「えっと思ったんですけど」しびしび了承した保護者、「付き添わなければいけないと思っていました」と既に了解姿勢の保護者、「付き添うから(注:学校に)入れてみたい勢い」の保護者、付き添いのない体制を求めて交渉を行う保護者がいた。

注意しておきたいのは、保護者が付き添うことを(結果的に)応諾していたとしても、それは能動的、主体的になされたものではないということである。学校側の体制が構築されず放置されれば、子どもは物理的に学校に行くことができなかつたり、日常生活動作に介助の必要な子どもが放任されたり、移動中や活動中に危険に巻き込まれたりする可能性が高まる。付き添いを断れば入学させてもらえない、子どもに必要な介助等が与えられないことを懸念する中で、非自発的同意(国分, 2017)であったといえる。

付き添いに対する教師の反応は、当然様々であった。親の付き添いによって子ども同士の関係が変わってしまうことを懸念する教師、子どもの自立にとって望ましくないと考える教師、淡吸

引などの医療行為とされる介助への消極的な回答も得られた。ただし、本研究に協力してくれた教師においては、付き添いを実際に要求した経験をもつ者はひとりもいなかった。

障害のある者にとって付き添いがどのように捉えられていたのかをまとめたい。今回インタビューに応じてくれた協力者の付き添いの内容は、送迎や課外活動、終日であった。終日付き添われていた障害のある者のひとは、親のいる学校生活が日常的になっており、差別だと気づかなかったと語った。しかし体育の時に自分だけ親と活動していることへの違和感や、高校生になって親と一緒にいるところをみられたくなかったなど、付き添いに伴う他の児童にはない特有の経験が複数名から語られた。送迎や課外活動という学校生活の部分的な付き添いを経験する者にとって、一時的であることから問題がない、何も気にならなかったということではなく、友達と話している時に親が来て自分だけ帰らなければならなかったこと、親の都合で行事参加が中断されたことなど、そこには奪われた学校経験があった。また、付き添いのみならず、介助員や支援員の動き方にも話が及び、子どもにとって学校という生活世界がいかにか子ども同士の交わりを中心に営まれているのか、そこに大人が介在することの影響が浮き彫りとなった。

時に過酷を極め、親や子どもの生活を大いに変える付き添いであるが、その終結の仕方もそれぞれにおいて異なっていた。そもそも学校における付き添いは就学期間に限られており、どのようにしても卒業と同時に終結する。卒業までの付き添いの継続には、付き添いの中止を保護者が申し出ることなく、沈黙の結果として至る場合と、クレーム申し立てを行うものの交渉の決着がつかないまま強いられる場合に分かれた。後者においては、疲労のため倒れる保護者もいた。

卒業までの就学期間中に付き添いが解消した例は次の4つのケースに分けられた。保護者が申し出た結果比較的スムーズに受け入れられる場合、保護者が倒れて物理的に困難となった場合、担任や校長の人事異動により実現された場合である。そして、入学当初から付き添いを介助員が見つかるまでの非常の措置と考え、配置後に解消したケースである。

4番目のケースにおいては、付き添い期間中も保護者に任せきりにするのではなく、保護者と今後に向けて情報交換を含めた調整を行っていた。この例は、同様に介助員を見つけるまでと学校側から提示されながら、卒業まで付き添い続けた保護者の語りとは対照的である。同じことを言いながら、片や付き添いを当然視し、片や本来望ましくないこととみていたといえる。付き添いを解消した学校においては、その後の介助体制に、管理職や手の空いた教員、地域の人たちの力を借りるなど、「みんなで支えていく」という水平的で開かれた組織のあり方が見てとれた。

本研究では、親が付き添わないことへの拒否的な意見を転向させ、付き添いの問題を共有し、共に解消に向けて取り組もうとする共同実践者となる例をみることはなかった。そのような可能性を否定することはできないが、このことは小中学校における付き添いの自明性がいかに強く、他者を巻き込み社会問題化していくことが困難であるかを物語っている。

保護者等に付き添いが求められる制度的背景として、主に2点が挙げられる。ひとつは、学校教育法施行令22条の3における特別支援学校対象の障害基準である。付き添いが求められるような「障害の重い」子どもは特別支援学校の対象であるという制度的リアリティが、学校にとって「私たちが受け入れる子ども」から障害児を排除していることが分析により浮かび上がってきた。もうひとつは、障害児の学校生活をサポートする特別支援教育支援員の役割や認識である。非正規雇用でバックアップ体制の薄い支援員の仕事に対して、全介助や医療的ケアなどの介助は「専門性の高さ」から除外されがちである。支援員制度は現実には発達障害といわれる子ども達が主な対象となっており、障害の重い子ども達を受け入れる手立てとして機能していない。また、障害のある当事者を中心に、付き添いの問題は単なる人手の問題ではなく、支援員（介助員）がつくことによって、かえって大人の壁が立ち上がることも指摘された。

以上を踏まえると、障害児が小中学校において付き添いなく就学できる仕組みを整えるために、以下の3点の是正が必要である。

第一に、障害のある子どもへの保護者等の付き添いは多様に解釈され、問題性の認識を潜在化させる可能性があることから、それが差別であり親子双方の権利侵害にあたることを共通の公式見解とすることである。また教育現場に向けた権利意識の向上に取り組む必要があることを示している。

第二に、小中学校に就学する「子ども」から障害児が排除されていたことを踏まえると、障害児に合理的配慮が提供され、親の付き添いのない中で学ぶ権利を実質的に保障することである。この点は、障害者権利条約第24条において既に、合理的配慮が提供されたインクルーシブ教育という原則に現れている。その実現は権利条約の締約国である日本において義務であるが、未だ達成されていない。「子ども」に障害のある子どもも含め、障害を排除カテゴリーとしないことを認識的にも制度的にも達成することが早急に求められる。

第三に、障害児・者のケアに関する親の責任をあらゆる活動の前提にしないことである。社会政策や社会資源の不足による障害児・者のケイパビリティを補っているのはほとんどの場合保護者であり、あらゆる領域のケアが保護者に押し掛かっている現実がある。障害のある人と保護者それぞれが自立的な一人の人間として人生を送るためには、場を限定しないケアの社会化が必須である（藤原，2006；森口，2015）。

本研究で保護者等の障害児への付き添いを検討したことで明らかになったのは、障害児を「私たち」から排除し、特別支援教育や家族など「あちら側」の問題にしてきたこの国の実態であった。しかしそれでは保護者あるいは特定の者が終生障害のある者に関わるしかなく、限られた者のみの介助体制は自ずとその人の生活圏を制約する。そしてまた、特定の他者のみに取り囲まれ

た障害のある者の問題は、普遍的な問題としてではなく、特別な問題として周囲に理解され、社会に根付いていくこととなる。障害児への親の付き添いは、障害児の教育の権利にとどまらず、教育とは何をする場であるのか、どのような社会を構築していくのかという議論へと結びついていくテーマなのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 栗田季佳	4. 巻 59
2. 論文標題 排除しないインクルーシブ教育に向けた教育心理学の課題 障害観と研究者の立場性に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育心理学年報	6. 最初と最後の頁 92-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5926/arepj.59.92	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 栗田 季佳・一木 玲子・堀 智晴・堀 正嗣	4. 巻 9
2. 論文標題 障害のある子どもの保護者の学校における付き添いの実態：兵庫県における調査を通して	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公教育計画研究	6. 最初と最後の頁 96-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 社会構成主義から考える「難聴」の構成と支援の可能性
3. 学会等名 日本特殊教育学会第58回大会自主シンポジウム「多様な難聴者・中途失聴者への支援のあり方を考える」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 就学における障害のある子どもへの付き添いの多義性 母親のナラティブ
3. 学会等名 日本教育心理学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 障害とパーソナリティを如何に捉えるべきか
3. 学会等名 日本パーソナリティ心理学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 当事者からみた特別支援教育
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 障害の意味を捉えなおす-心理学的アプローチ-
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 栗田季佳
2. 発表標題 発達障害学生における学生サポーターの導入 指定討論
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2018年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 佐藤貴宣・栗田季佳	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ちとせプレス	5. 総ページ数 384
3. 書名 障害理解のリフレクション	

1. 著者名 栗田季佳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 かもがわ出版	5. 総ページ数 204
3. 書名 難聴者と中途失聴者の心理学 聞こえにくさを抱えて生きる	

1. 著者名 栗田季佳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 自由国民社	5. 総ページ数 352
3. 書名 現代用語の基礎知識	

1. 著者名 栗田季佳	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ちとせプレス	5. 総ページ数 304
3. 書名 北村英哉・唐澤穰（編） 偏見や差別はなぜ起こる？	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------